

お求めください

行田ブランド米「浮城のめぐみ」

行田ブランド米「浮城のめぐみ」がついに誕生しました。

このブランド米は、行田ブランド米検討委員会委員のお店で販売しています。数に限りがありますので、お早めにお買い求めください。



▶販売価格 2キログラム 800円
5キログラム 2,000円

販売店	住所	電話番号
横須賀米穀店	佐間1-9-41	☎556-2886
大澤米穀店	城西3-8-10	☎556-3220
(有)大野米穀店	桜町2-27-10	☎556-2777
(有)柴田商店	向町6-19	☎556-2720
(株)ソメノ	中央10-7	☎554-2242
(株)むかさ商店	忍2-11-15	☎553-2741

▶問い合わせ 同委員会事務局(農政課内・内線387)

「忍城」を商標登録しました

市ではこのほど、「忍城」を商標登録しました。これは、映画「のぼうの城」などで注目を集めている「忍城」が適切に管理すべき市民共有の財産であることから、商標登録により保護すべきであると考えたためです。

今回登録されたのは第16類(文房具、印刷物、紙製品など)および第35類(広告など)です。

今後、この分類に関する業務に「忍城」の名称を使用する場合には、市の許可が必要になりますのでご注意ください。

▶問い合わせ 企画政策課企画・改革担当(内線309)



防災用資機材の登録制度を開始します

本市では、1月15日(火)から防災用資機材の登録制度を開始します。

この制度は、市内で災害が発生した(発生の恐れがある)場合、自主防災組織や自治会が地域にある防災用資機材を活用し、より速やかな初期活動を行えるようにすることを目的としたものです。

▶登録資格

- ・市内在住の方
- ・市内に店舗、営業所、事業所を有する方または法人

▶登録できる資機材

- ・発電機
- ・車両(トラックや軽トラックなど)
- ・その他、水中ポンプなど災害時において活用できる資機材



発電機

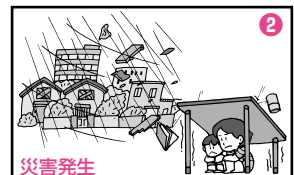


車両(トラックや軽トラックなど)

▶登録方法

防災安全課で配布している行田市防災用資機材登録・変更届(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、持参、郵送いずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市防災安全課

▶防災用資機材の活用までの流れ



※災害復旧(支援)活動時に使用した燃料や災害活動により破損した場合の修繕は、市が負担します。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

選挙管理委員会 委員 決まる

委員 補充員

任期満了に伴う行田市選挙管理委員会の委員と補充員を選出する選挙が、市議会で行われ、次の方々に決定しました。任期は、平成24年12月15日から平成28年12月14日までの4年間です。

また、選挙管理委員会委員の互選により、委員長に川島氏が選出され、委員長職務代理者に横山氏が指名されました。

委員長



川島 昭雄氏(再)
(酒巻)

委員長職務代理者



横山 晴雄氏(新)
(埼玉)

委員



鎌田 裕氏(新)
(若小玉)

委員



長谷川 有子氏(新)
(谷郷)

補充員

河井 俊勝氏(新) (向町)
内山 俊夫氏(新) (忍)

森田 増雄氏(新) (向町)
小川 由里氏(再) (谷郷)

▼問い合わせ 選挙管理委員会 (内線219)

行田市都市計画マスタープラン(案)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

都市計画マスタープランとは、都市計画に関する基本的な方針を示すもので、市の都市計画を進める上で羅針盤の役割を担うものです。

社会経済情勢の変化や旧南河原村との合併、総合振興計画の見直しなど、市を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、平成25年度からの20年間を計画期間とする、新たな都市計画マスタープランを策定しています。

この度、計画(案)がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を広く募集します。

▼募集期間 1月9日(水)～2月7日(木)

▼閲覧場所 都市計画課、市政情報コーナー、南河原支所※市ホームページで電子データの閲覧可

▼意見提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください(様式自由)。

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課 [FAX] 553-4544 [Eメール] toshi@city.gyoda.g.jp

▼その他 提出された意見は個人を特定できないように編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正をした場合は、その内容を公表します。

なお、個別に回答はしませんのでご了承ください。

▼問い合わせ 同課計画担当 ☎550-1550

不用品情報

本市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、まだ使えるものの仲介を行う不用品登録制度を実施しています。品物は無料で、登録期間は3カ月です。なお、規格や大きさが異なる場合があります。

◎さしあげます

- ▽姿見
- ▽人形ケース(羽子板)
- ▽電気こたつ
- ▽電気掃除機
- ▽蓄熱ファンヒーター
- ▽収納たんす
- ▽ペーパーバス
- ▽ハイローベッド
- ▽ペビラック
- ▽電子ピアノ
- ▽エアロバイク
- ▽釣りざお
- ▽ソファベット
- ▽ラック(ガラス製)
- ▽将棋盤
- ▽碁盤
- ▽臼・きね

◎ゆずってください

- ▽FAX
- ▽自転車(子ども用)
- ▽ローチェスト
- ▽裁縫セット(針箱・針ぼうず・くけ台)
- ▽バックネット
- ▽電動足用マッサージ機
- ▽マッサージ機
- ▽自転車(大人用・折りたたみ)
- ▽三輪自転車(大人用・前二輪)
- ▽ヘルスマーター
- ▽レンジ台
- ▽照明器具(つるタイプ) 2台
- ▽ダイニングテーブル(いす2脚)
- ▽ペビーカー(2人乗り用)
- ▽テレビ(地デジ対応)
- ▽アンテナ(地デジ用)
- ▽DVD・ビデオデッキ
- ▽チャイルドシート
- ▽耕運機(家庭用)
- ▽製めん機(家庭用)
- ▽デジタル一眼レフカメラ
- ▽洋裁用ボデー

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530 [FAX] 553-0792